

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年12月1日～2022年12月7日)

令和4年(2022年)12月9日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 「市民プラットフォーム」(PO)による議会選挙における野党候補の統一名簿作成に関する特別決議の採択 避難民受入れ施設に滞在するウクライナ人に費用負担を求める法改正に関する世論調査結果 2007年から2022年までのポーランド政府によるエネルギー政策検証委員会の設立に関する法案提出の発表 イゴル・トレヤ判事の復職 教育法改正案の議会通過 国営テレビ放送局TVP予算増額を巡る動き 野党の選挙協力に関する世論調査結果 下院がロシアをテロ国家に認定する決議を採択できず 刑法改正の成立 東方研究所(OSW)所長インタビュー記事 カチンスキ「法と正義」(PiS)党首の地方遊説(ノヴァ・スル) 新しい外務次官の就任 国家復興基金支払いを巡る「統一右派」連立政権の取組に関する世論調査結果 政党別支持率に関する世論調査結果 モラヴィエツキ首相のV4首脳会合出席 ラウ外相のOSCE議員会議(PA)第20回秋季会合出席 ドゥダ大統領のリトアニア・カウナス訪問 モラヴィエツキ首相のキーウ訪問及びルブリン・トライアングル首脳会合出席 ラウ外相とホsein・アミール・アブドラヒアン・イラン外相との電話会談 ラウ外相のNATO外相会合出席 OSCE外相理事会 ドゥダ大統領とズラビシヴィリ・ジョージア大統領との会談 ラウ外相のV4外相会合出席 韓国製兵器のポーランド到着								【お願い】 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話2269965005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 在ポーランド・ウクライナ公館への不審物送付事案 国家警察本部、経済犯罪に特化する部署を新設 自動車の雪下ろしを行わなかった場合に課せられる罰金について								
経済 財務大臣が食品の付加価値税ゼロを延長する規則に署名 ガスの付加価値税率を23%へ 11月の失業率は5.1% ポーランド高速道路、交通ハブプロジェクトがTEN-Tの対象に 欧州委員会、ポーランドの炭鉱地域の移行に関する計画を承認 エネルギー共同組合とバイオガスプラントに関する法案								

大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
政 治	
内 政	

「市民プラットフォーム」(PO)による議会選挙における野党候補の統一名簿作成に関する特別決議の採択【11月24日】

11月24日、最大野党「市民プラットフォーム」(PO)は、党大会を開き、2023年議会選挙に向けて野党候補の統一名簿を作成するよう訴えかける特別決議を採択した。POは、以前から野党統一の候補名簿について度々言及していたが、今回の決議は初の公式宣言となる。当地ジェチポスポリタ紙は、特別決議の採択は他の野党の印象に残ることはなく、どちらかといえば来年の選挙に向けた駆け引きと認識されており、「農民党」(PSL)や「ポーランド2050」などは野党候補の統一名簿作成に消極的であると報じている。なお、党大会では、上院における「選挙協定2.0」の進展についても議論され、年末年始にも協議がまとまる可能性が示された。

避難民受入れ施設に滞在するウクライナ人に費用負担を求める法改正に関する世論調査結果【11月24日】

11月24日、当地ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRiSが実施したウクライナ支援に関するポーランド人の考えに関する世論調査の結果を掲載した。ポーランド政府が避難民受入れ施設に滞在するウクライナ人に対して費用の部分的負担を求める法改正を行ったことについて、57.7%のポーランド人が賛成している一方、21.2%は反対しているという結果が出た。インフレによる生活費の高騰がポーランド人の考えに影響を与えているとみられている。

2007年から2022年までのポーランド政府によるエネルギー政策検証委員会の設立に関する法案提出の発表【11月28日】

11月28日、カチンスキ与党「法と正義」(PiS)党

首とモラヴィエツキ首相は、共同記者会見を開き、2007年から2022年までのポーランド政府によるエネルギー政策検証委員会の設立に関する法案を提出すると発表した。同委員会は、ロシアがポーランドの内政に干渉し、国益を損なったか否か調査するという。モラヴィエツキ首相が述べたところでは、PiSの公式SNSによれば、同委員会は、下院によって任命される9名の委員で構成されることになっている。当地ジェチポスポリタ紙は、同委員会は、来年1月から作業に取り組む予定であり、前戦略エネルギーインフラ担当政府全権委員であるピョートル・ナイムスキ氏が委員に就任すると報じている。

イゴル・トレヤ判事の復職【11月29日】

11月29日、最高裁判所職業責任部(規律部の後継機関)は、ワルシャワ地方裁判所のイゴル・トレヤ判事の停職処分を覆し、復職を認める判断を下した。当地ジェチポスポリタ紙は、欧州委員会と法の支配や欧州復興基金の支払いを巡って対立するポーランドにとって、本件は良いニュースではあるが、単なるジェスチャーや小さなステップを踏むだけではブリュッセルとの対立は解消されないとコメントした。

教育法改正案の議会通過【11月29日、12月1日】

11月29日、教育法改正案(通称:lex Czarnek 2.0)が上院の審議・投票に付され、賛成43票、反対51票、棄権0票で否決され、下院に差し戻された。12月1日、同改正案は下院で再度審議・投票に付され、上院の判断を覆す形で可決され、大統領の署名へ送付された。同改正案は、教育を所掌する大臣が任命する教育長の権限拡大が想定されており、学校の自治を犯すとして野党から批判を浴びている。

国営テレビ放送局TVP予算増額を巡る動き【11月3

0日】

11月30日、下院財政委員会は、2023年予算案において公共テレビ放送TVPに支払われる補助金を20億ズロチから27億ズロチへ7億ズロチ引き上げる決定を下した。当地ジェチポスポリタ紙によれば、「法と正義」(PiS)が政権に就いて以来、公共メディアに対する支出は既に3倍以上に増加しているという。世論調査機関ユニテッド・サーベイが行った調査によれば、来年予算におけるTVPに対する補助金の増額について、60%が否定的に評価している一方、30%肯定的な意見をもっていることがわかった。

野党の選挙協力に関する世論調査結果【11月30日】

11月30日、当地ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、世論調査機関IBRiSが実施した来年の議会選挙に向けたあり得べき野党の選挙協力に関する世論調査結果を掲載した。29%がほとんどすべての野党から成る1つのブロックを作るべきだと考えているのに対し、27%が野党は個別に選挙に臨むべきであるという意見を持っている。また、15%が野党を2つのブロックに分けることを支持していることがわかった。なお、24%は意見を持っていなかった。

下院がロシアをテロ国家に認定する決議を採択できず【12月1日】

12月1日、下院は、ロシアをテロ国家に認定する決議案に関する審議・投票を行ったが、与党が付した修正に野党が異議を唱え、採択には至らなかった。同決議案には、スモレンスクにおける飛行機墜落事故再調査小委員会の委員長も務めるアントニ・マチェレヴィチ下院議員が「ロシアはスモレンスク飛行機墜落事故に対して直接の責任を負う」旨の文言を書き足す修正を付しており、これに野党が強く反対し、投票をボイコットした。同議員は、下院で採択される決議にスモレンスク飛行機墜落事故に関する文言を書き加えることによって、自らの仮説を公式に認めさせようとしたとみられている。

刑法改正の成立【12月2日】

12月2日、刑法改正がドゥダ大統領によって署名され、成立した。法改正により、特に最も重い犯罪に対する刑罰が厳しくなり、いわゆる終身刑や飲酒運転者の自動車の没収などが導入された。法曹界の一部は、ドゥダ大統領に対し、今回の法改正はポーランドの刑法を共産主義時代に逆戻りさせるものであるとして署名を拒否するよう訴えていた。

東方研究所(OSW)所長インタビュー記事【12月2日】

12月2日、当地ジェチポスポリタ紙は、新しく就任したヴォイチェフ・コノンチュク東方研究所(OSW)所

長のインタビュー記事を掲載した。対ウクライナ関係においてポーランドに課せられた最重要タスクについて、同所長は、ウクライナへ軍事支援を提供し続けることであると指摘した。また、同所長は、ウクライナで戦争が終結した後のポーランドの戦略目標は、1945年以降にドイツが経験したような国家復興の好例を繰り返すことができる安定した隣国を持つことだと説明した。さらに、同所長は、ポーランド・ウクライナ間の対話は、2月24日以前よりも戦後の方が容易であり、信頼関係の向上が重要であることが判明するだろうと評価した。加えて、同所長は、ウクライナは西側の一部になることを望んでいるため、対ポーランド関係において歴史問題と向き合い、ホロコーストにおいてウクライナが果たした役割を検証しなければならないと確信していると述べた。

カチンスキ「法と正義」(PiS)党首の地方遊説(ノヴァ・スル)【12月4日】

12月4日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、ポーランド南西部ルブスキエ県のノヴァ・スル(Nowa Sól)で遊説した。同党首は、EUは不適切な方向へ進んでいるが、PiSはポーランドのEU加盟に対するアプローチを変えてはいないと強調し、EU加盟への支持は、ポーランドのような国々がブリュッセルやドイツに主権を奪われるような欧州国家創設への支持を意味しないと説明した。ウクライナでの戦争について、同党首は、クレムリンの攻撃的な政策から自国を守るためにポーランドは軍と対米同盟に投資しなければならないと指摘し、「ウクライナでの戦争を止める唯一の方法は、欧州のプロジェクトや独仏ではなく、自国の強さと対米同盟である。」と訴えかけた。

新しい外務次官の就任【12月6日】

12月6日、ポーランド外務省は、ヴォイチェフ・ゲルヴェル外務次官(Mr. Wojciech Gerwel, Undersecretary of State of the Ministry of Foreign Affairs)が新しく就任したことを発表した。同次官は、職業外交官であり、2018年8月から駐ベトナム・ポーランド大使を務めていた。外務省公式HPによれば、同次官は、日本をはじめとするアジア政策や経済協力、国際連合を所掌することになる。

国家復興基金支払いを巡る「統一右派」連立政権の取組に関する世論調査結果【12月6日】

12月6日、当地ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRiSが実施した国家復興基金支払いを巡る「統一右派」連立政権の取組に関する世論調査結果を掲載した。約66%が、政府は「連帯ポーランド」との連立を解消してでも国家復興計画(KPO)に関して欧州委員会が付した条件を満たすべきであると評価しており、そうではないと考えているのはわずか約16%であることがわかった。「統一右派」の支持者に限って言えば、32%が連立政権の崩壊がEU資

金ブロック解除の代償になり得ることに賛成しているが、39%は反対している。最近、ジョブ法相兼「連帯ポーランド」党首は、週刊誌のインタビューに応じ、連立離脱がポーランドでの権威をトウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首に譲り渡すことさえ意味しなければ、「法と正義」(PiS)と「連帯ポーランド」の歩む道は別れていたと公言している。

政党別支持率に関する世論調査結果【12月7日】

12月7日、当地ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRiSが実施した政党別支持率に関する世論調査結果を掲載した。「法と正義」(PiS)は34.2% (前月比+0.5%)の支持を得て引き続き首位に立った。「市民連立」(KO)は2位を占め、支持率は28.3% (同+0.7%)という結果が出た。その他、「左派」は9.7%、「ポーランド2050」は8.8%、「農民党」(PSL)は5.2%、「同盟」は5.2%の支持を得ていることがわかった。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相のV4首脳会合出席【11月24日】

11月24日、モラヴィエツキ首相は、スロバキア・コシツェで開かれたヴィシエグラード・グループ(V4)首脳会合に出席した。首脳会合は、戦略的安全保障や個別プロジェクトに関する分野別協力の継続に関するものであった。会合では、エネルギー、ウクライナでの戦争、移民などの問題が提起された。

ラウ外相のOSCE議員会議(PA)第20回秋季会合出席【11月24日】

11月24日、ラウ外相は、ワルシャワで開かれたOSCE議員会議(PA)第20回秋季会合「ウクライナ戦争：OSCEと各国議会の役割」のオープニング・セッションに出席した。同外相は、「我々は共に、OSCEの基本的な機能を維持することができたと述べておきたい。しかし、最も重要なことは、OSCEの偉大な規範的な遺産が今もなお効力を有しており、意義があると確認できたことである。」と述べた。また、同外相は、「個人的には、我々はOSCEの良識と呼ばれるものを守ることができたと確信している。」と付言した。オープニング・セッションでは、ヴィテク下院議長やグロツキ上院議長、セダーフェルトOSCE議員会議(PA)議長も演説を行った。

ドゥダ大統領のリトアニア・カウナス訪問【11月24日～25日】

11月24日から25日にかけて、ドゥダ大統領は、リトアニア・カウナスを訪問し、ナウセーダ・リトアニア大統領、レヴィッツ・ラトビア大統領及びヨハニス・ルーマニア大統領と会談を行うとともに、国際会議「The Idea of Europe」に出席した。ドゥダ大統領は、大統領たちによるパネル・セッションにおいて、「EUとNATOの結束を維持し、脅威へ合理的に対応する態勢を保持する我々は、強いのである。」と強調した。カウナスでは、ポーランド、ラトビア、リトアニア及びルーマニアの大統領が、地域の安全保障と欧州統合に関する共同宣言に署名し、その中で、モルドバ、ウクライナ及びグルジアによるEU加盟への努力を支えるというコミットメントを確認した。また、大統領たちは、ウクライナでのホロドモール(大飢饉)がスターリン政権の犯罪として国際的に認知されるよう訴え

かけた。

モラヴィエツキ首相のキーウ訪問及びルブリン・トリアングル首脳会合出席【11月26日】

11月26日、モラヴィエツキ首相は、キーウを訪問し、ウクライナのシュミハル首相とリトアニアのシモニーテ首相と共にルブリン・トリアングル首脳会合に出席した。会合では、首相たちが「ルブリン・トリアングル協力に関する首相宣言」に署名した。これは、ウクライナ領域で現在進行形の戦争に関連して、相互協力とウクライナ支援を緊密化する共同意思を示すものである。また、モラヴィエツキ首相は、飢餓に脅かされている国々に対するウクライナの穀物輸出の支援について議論する国際会議「Grain from Ukraine」にも参加した。会議では、ウクライナでのホロドモール(大飢饉)を忘れないという精神の下で、農業生産と食料輸出に関連する現在の困難な状況の支援についての共同宣言が採択された。

ラウ外相とホセイン・アミール・アブドラヒアン・イラン外相との電話会談【11月28日】

11月28日、ラウ外相は、イランからの要請を受け、ホセイン・アミール・アブドラヒアン外相と電話会談を行った。会談のテーマは二国間のアジェンダにおける現在の課題であり、地域情勢や世界的な問題、安全保障に関する意見交換も行われた。安全保障の文脈において、ラウ外相は、ロシアによるウクライナ侵略は国際法違反であり、ロシアは民間人に対しても犯罪を行っている」と指摘した。同外相は、特に武器や軍事装備の供給といったロシア支援を企図したいかなる行動も容認できず、行ってはならないことを強調した。ラウ外相はまた、最近イランで起きた民衆の抗議デモについても言及し、非暴力の必要性和暴力の行使に繋がった状況を明らかにする必要性を強調した。

ラウ外相のNATO外相会合出席【11月29日～30日】

11月29日から30日にかけて、ラウ外相は、ブカレストで開かれたNATO外相会合に出席した。NATOに招請されているフィンランドとスウェーデンの外

相も、同盟国とともに初めてすべての会議に出席した。主な議題は、モスクワによるウクライナ市民や重要インフラへの大規模なミサイル攻撃に直面した同盟国の安全保障とウクライナ支援であった。同盟国たちは、ロシアの侵略がポーランドの安全保障だけでなくNATO全体にも直接的な影響を与えることを踏まえ、NATOの抑止力と防衛政策を強化する必要性を確認した。また、NATO諸国は、プシェヴォドゥフにおける爆発事故によりポーランド人2名が死亡したことを受け、ポーランドとの連帯を表明した。NATO外相たちは、ウクライナのクレーバ外相と共に、キーウへの実質的な支援拡大の可能性について議論した。外相会合では、中国の台頭や北京とモスクワとの協力に関連するNATOの安全保障への挑戦も外相会合の議題に含まれた。さらに、NATO外相たちは、ロシアの破壊的な内政干渉に対して特に脆弱なパートナーであるボスニア・ヘルツェゴビナ、ジョージア及びモルドバの外相とも会談を行った。

ラウ外相はまた、エネルギー安全保障と重要インフラ修復に関するウクライナ支援を調整するための「G7+」会合に出席し、ウクライナ、英国、スウェーデン、スペイン、アイスランドのカウンターパートと二国間会談を行った。

OSCE外相理事会【12月1日～2日】

12月1日から2日にかけて、OSCE外相理事会がウッチで開かれ、OSCE議長を務めるラウ外相が出席するとともに、ドゥダ大統領もオープニング・セッションで演説を行った。OSCE外相理事会は、OSCE加盟国の外相又はその代表者が年に一度開く会議であり、本年の議長国を務めるポーランドの活動を総括するイベントでもあった。

ドゥダ大統領は、演説において、「ここではっきりと述べておきたいのは、欧州で強制的に国境変更するような協定に我々が合意するようなことはあり得ないということだ。あらゆる和平交渉は、ウクライナ当局の自発的な同意の下で行われなければならない。」と強調し、「今日のロシアは、その政策に同意することも、その言葉を信じることもできない犯罪国家である。」と述べた。

また、全体会合では、ラウ外相が、ロシアのウクライナ侵略によって引き起こされたOSCE史上最大の危機と時期が重なったポーランドの議長国としての成果を発表した。同外相は、ロシアの反対にもかかわらずウクライナOSCEのプレゼンスが維持されていること、そして議長国ポーランドがウクライナに継続的に支援を提供していることに特別な注意を

払った。

ポーランドは、正式には2022年末までOSCE議長国を務め、その後、北マケドニアに引き継ぐ予定である。また、ポーランドは引き続き、前年・現在・翌年の議長国によって創設されるOSCEトロイカに参加する。

ドゥダ大統領とズラビシヴィリ・ジョージア大統領との会談【12月5日】

12月5日、ドゥダ大統領は、ズラビシヴィリ・ジョージア大統領と会談した。会談後の記者会見で、ドゥダ大統領は、ポーランドとジョージアがロシアによるウクライナ侵略に強く反対することを述べ、ジョージアもロシアからの侵略を経験しているため、ポーランドと同様に、現在の状況下でウクライナを支援することがいかに重要かを認識している点を想起した。また、ロシアによる侵略は国際社会が阻止しなければならないと付言した。

ラウ外相のV4外相会合出席【12月6日】

12月6日、ラウ外相は、ブラチスラヴァで開かれたV4外相会合に出席した。ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリーの外相は、ロシアによるウクライナ侵略後の新たな国際情勢におけるV4協力の将来に関連する問題について議論した。また、外相らは、今後数年間の中欧地域の発展についてのビジョンとその文脈においてV4協力が果たす役割についても議論した。外相たちは、V4の協力関係を継続する必要性について一致した。ラウ外相は、「我々の国々は、多くの構造的及び社会・経済的な類似点を持ち、種々様々EU政策分野において同様の関心を抱いている。」と強調した。

韓国製兵器のポーランド到着【12月6日】

12月6日、ポーランド軍に配備される最初のK2戦車10両及びK9自走榴弾砲24門がグディニャに到着し、輸送船からの積卸しが完了した。ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ドゥダ大統領とともに韓国製兵器のポーランド到着に立ち会い、「本日はポーランド軍の歴史において重要な日であり、その能力を強化する重要な出来事である。我々は平和を求めて戦争に備えている。これらの兵器は最も近代的な兵器のひとつであり、ポーランドに侵略者を効果的に抑止する手段を与えてくれる。韓国側の協力に感謝する。ポーランドと韓国の協力は、自由世界の軍隊を強化するだろう。」と述べた。

治 安 等

在ポーランド・ウクライナ公館への不審物送付事案【1～2日】

2日、ポボジ内務・行政次官は、当地テレビチャンネル「Wydarzenia 24」とのインタビューにおいて、12

月1日に在ワルシャワ・ウクライナ大使館と在クラクフ・ウクライナ総領事館に不審な小包が送付されたと明らかにした。また、同月2日には、さらにもう1個の小包が在クラクフ・ウクライナ総領事館に送付された

が、受取人に届く前に無力化することができたと付け加えた。同次官によると、当該小包は全てドイツから発送されていたという。

国家警察本部、経済犯罪に特化する部署を新設【2日】

2日、国家警察本部は、経済犯罪に特化した「経済犯罪対策局」を新設した。警察は、同局の設立に関して、経済犯罪の特殊性、科学技術の劇的な変化、犯罪活動の新たなメカニズムに対応するためと説明した。同局の主な任務は、経済犯罪の危険性がある地域の特定、対応するための段取り、捜査活動において警察部隊を支援すること、経済犯罪との闘いにおける法執行機関、司法当局、行政機関との協力及び国際協力などである。

自動車の雪下ろしを行わなかった場合に課せられる罰金について【5日】

5日、当地ジェチポスポリタ紙は、除雪を行わないで自動車を発進させた場合に課せられる罰金や減点について報じた。主な罰金は以下のとおり

- ・ナンバープレートの雪下ろしをしない場合：100ズロチ(故意の場合、500ズロチ+減点8点)
- ・ライトの雪下ろしをしない場合：300ズロチ+減点8点
- ・雪道でない道をスパイクタイヤ装着のまま走行した場合：100ズロチ
- ・雪道でない道をチェーン装着のまま走行した場合：300ズロチ
- ・車でそりを引いての走行：300ズロチ+減点10点。

経 済
マクロ経済動向

財務大臣が食品の付加価値税ゼロを延長する規則に署名【3日】

ジェチコフスカ財務大臣は、2023年前半に基本的な食料品の付加価値税率ゼロを維持するための規則に署名した。同大臣によると、現在と同様、この税率は果物、野菜、肉、乳製品、穀物製品などの基本的な食料品を対象とするしている。10月下旬、モラヴィエツキ首相は当該税率ゼロを維持する計画を発表しており、国家予算の負担額は約80億ズロチ(17.2億ユーロ)以上と見積もっていた。

財務省は、2023年1月からガスの付加価値税率について、現在の0%から従来の23%に戻すと発表した。政府は欧州委員会の要請によるものと主張しているが、欧州委員会は、たとえ5%であってもEU加盟国が付加価値税率を下げる機会を妨げないと否定している。政府が通常ガスの付加価値税率に戻すのは、選挙がある来年の予算収入を増やすことが動機になっている可能性も指摘されている。財務省は、ガス市場の現状を把握し、財政手段以外の支援策(最貧困層への還付など)を導入すると表明している。

ガスの付加価値税率を23%へ【7日】

マクロ経済動向・統計

11月の失業率は5.1%【6日】

家族・社会政策省は、11月の失業率は前月と変わらず5.1%で、登録失業者数は約80万人であったと発表した。

た。しかしながら、労働局に報告された新規求人数は77,000件で前年と比べて32%減少した。

ポーランド産業動向

ポーランド高速道路、交通ハブプロジェクトがTEN-Tの対象に【5日】

アダムチク・インフラ大臣は、ポーランド東部を縦断する高速道路建設計画(VIA CARPATHIA)及び

ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)の鉄道計画が、欧州横断輸送ネットワーク(TEN-T)の対象となったと発表した。

エネルギー・環境

欧州委員会、ポーランドの炭鉱地域の移行に関する計画を承認【5日】

ティーマンス欧州委員会筆頭副委員長は、ポーランド南部の炭鉱地域を訪問し、欧州委員会はポーランドが提出している5つの地域の公正な移行計画(総額約38億5千ユーロ)全てを採択したと述べた。各地域の割り当ては、シロンスキエ県西マウオポル

スカ：24億ユーロ(EU最大の硬質炭鉱地域)、ヴィエルコポルスキエ県：4億1,500万ユーロ(褐炭鉱業と褐炭発電所保有)、ドルノシロンスキエ県：5億8150万ユーロ(硬質炭鉱地域)、ウツキエ県：3億6950万ユーロ(EUで最もCO2を排出する褐炭発電所保有)となっている。なお、ポーランド国営電力会社のPGEは、トゥルフ褐炭鉱及び褐炭発電所の廃止ス

スケジュールを提出しなかったため、同炭鉱及び発電所は支援の対象外となった。

エネルギー協同組合とバイオガスパラントに関する法案【6日】

コヴァルスキ農業・農村開発副大臣は、エネルギー協同組合とバイオガスパラントに関する法案について気候・環境省との調整が完了したと報告した。同法案は12月中旬に議会に提出され、2023年第1四半期に可決される可能性がある。エネルギー協同

組合は、共同で再生可能エネルギー源から発電し、自らの目的で利用したり、エネルギーシステムに貯蔵したりすることができ、地方自治体にとって良い解決策になり得るとされている。農業用を含むバイオガスパラントに関する特別法は、当該分野の発展における障壁の大部分を取り除き、手続きを簡素化することが期待されている。国営石油ガス企業の PKN Orlen は、既に3つのバイオガスパラントを建設しており、2024年後半にはポーランド初のバイオメタンプラントをマズーリ地方に建設する予定である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

【開催中】世界伝統空手選手権大会2022【2022年12月9日(金)～11日(日)】

ルブリン市にて、ポーランド伝統空手連盟主催「世界伝統空手選手権大会2022」が開催中です。

開催場所: Hala GLOBUS, Kazimierza Wielkiego 8, Lublin

詳細: <https://www.wtku.org/world-traditional-karate-do-championships-and-childrens-cup/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)